



2022年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社ハイパー  
代表者名 取締役社長 望月 真貴子  
(コード番号 3054)  
問合せ先 取 締 役 江 守 裕 樹  
(TEL 03-6855-8180)

2021年12月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る  
承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定し、提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

2021年12月期有価証券報告書（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

2. 延長前の提出期限

2022年5月2日（注）

（注）本来の法定提出期限は2022年3月31日ですが、同日付で公表した「第31期有価証券報告書の提出期限の延長申請に係る承認に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、同日付で関東財務局から提出期限を2022年5月2日とする承認をいただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年5月17日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年3月31日付で公表いたしました「第31期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2021年12月期に係る決算業務の過程において当社の営業社員（以下「当社営業社員」といいます。）による不適切な売上処理の疑いが判明したことから、事実関係の調査等を目的とする特別調査委員会を2022年2月18日に設置し、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、調査の完了及び調査結果を踏まえた監査人による追加的な監査手続に相当の時間を要することから、2021年12月期有価証券報告書を金

融商品取引法第 24 条第 1 項に定める提出期限（2022 年 3 月 31 日）までに提出することができないと判断し、同日、有価証券報告書の提出期限の延長申請を行いました。当該申請は同日付で承認され、同有価証券報告書の提出期限は同年 5 月 2 日まで延長されました。

その後も当社は特別調査委員会の調査に真摯・迅速に対応してまいりました。しかしながら、関係者へのヒアリング及び証憑の収集を進める中、関係者の内 3 名が新型コロナウイルス感染症に罹患するという想定外の事態が発生しました。特別調査委員会は、急遽日程の変更やリモートによるヒアリングへの切り替え、デジタルフォレンジック調査等の代替手続による補強を行い、当社と特別調査委員会において人員を増強するなどして対応にあたりましたが、当該関係者に対するヒアリングの遅れから関連する取引の特定及び事実関係の解明に想定以上の時間を要することとなりました。

2022 年 4 月 22 日付で公表いたしました「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び 2022 年 4 月 25 日付で公表いたしました「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたように、当社は特別調査委員会の最終報告書を同日に受領することができたものの、2021 年 12 月期及び過年度の連結財務諸表・財務諸表への影響額の確定作業に大幅な遅れが生じました。当社は 2021 年 5 月 2 日までに有価証券報告書を提出すべく作業を進めておりましたが、上記調査に想定以上の時間を要したことによる作業の遅れを取り戻すことができず、過年度の決算の訂正及びそれを踏まえた 2021 年 12 月期有価証券報告書の作成並びに当社の監査人である EY 新日本有限責任監査法人による監査手続を（延長後の提出期限である）2022 年 5 月 2 日までに完了させることが困難であるとの判断に至りました。よって、本日、有価証券報告書の提出期限の延長申請（再延長）を行うことといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長（再延長）に関する申請が承認された場合、速やかに公表いたします。

また、提出期限延長（再延長）に関する申請が承認された場合、その提出期限である 2022 年 5 月 17 日までに 2021 年 12 月期有価証券報告書の提出、2021 年 12 月期決算短信の開示及び、特別調査委員会の調査結果を踏まえ訂正が必要と判断された期間について過年度の有価証券報告書・四半期報告書の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正の公表を完了させます。

2022 年 4 月 22 日に公表いたしましたとおり当社は同日付で特別調査委員会から最終報告書を受領いたしました。当該報告書における報告内容を踏まえて速やかに監査手続を完了させ、監査報告書を提出していただけるよう、監査人である EY 新日本有限責任監査法人にも必要な情報を適時に提供してまいります。

また、第 32 回定時株主総会の開催日につきましては引続き監査人による監査手続の進捗状況を踏まえ、確定の見通しが立ち次第、速やかにお知らせいたします。

このたびは、当初の延長後の提出期限である 2022 年 5 月 2 日までに 2021 年 12 月期有価証券報告書の提出、2021 年 12 月期決算短信の開示及び過年度決算の訂正を完了させることができず、株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお

詫び申しあげます。当社としましては再延長後の上記提出期限までに必要な作業を完了すべく、一層鋭意努力してまいります。

以 上